

後遺障害14級獲得 440万円の賠償金を受領

交通事故

事案の概要

40代 女性 パート主婦

相談者は、自動車を運転中、交差点の右矢印信号に従って右折進行したところ、赤信号を無視した相手方の対向直進車と接触しました。

この事故によって、相談者は**頸椎捻挫**・腰部打撲などの傷害を負いました。

当初相手方は事故の過失を認めようとしなかったことや、相手方保険会社から、治療の打ち切りを求められたりしたことで、相手方保険会社に対する不信感が募り、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

事故から1年が経とうとしている中、怪我の回復具合が思わしくない中で、相手方保険会社からは治療の打ち切りを求められている状況でした。

受傷の程度や現在の自覚症状・通院日数等を踏まえて、相手方保険会社とは、治療の終了時期を明確に合意することで、若干の**治療の延長**を認めてもらいました。

症状固定後は、「神経症状を残すもの」という後遺障害14級の獲得を目指す方針のもと、後遺障害診断書に記載する内容等についてアドバイスを行いました。

その結果、相談者は無事後遺障害14級を獲得することができました。

後遺障害14級獲得後、担当弁護士は迅速に相手方保険会社に対して賠償額の意見書を提示し、事故の損害額について賠償交渉を行いました。

結果的に、治療費以外で**約440万円の賠償金**を得ることで合意に至りました。

担当弁護士からひとこと

全く落ち度のない事故に遭ったうえ、怪我の回復具合も思わしくない中で、相談者としては精神的にも辛い時期を過ごしてきました。相談者のそういった精神状況を理解した上、担当弁護士としては、長々と回復可能性の乏しい治療を継続するよりは、後遺障害の獲得を目指すべきという方針を決定しました。

最終の治療終了時期を相手方保険会社に提示することで若干の治療期間の継続を認めてもらうこともできました。

また、相手方保険会社との交渉においては、**主婦労働分の休業損害**を認めてもらうこともできました。